保護者　各位

備前市教育委員会

令和６年度特別支援教育就学奨励制度のご案内

　特別支援教育を必要とするお子さんが小・中学校で学ぶ際に、保護者の経済的負担を軽減するため、その世帯の所得金額等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。

　補助の対象者

　　１．特別支援学級に在籍するお子さんの保護者

　　２．通常学級に在籍し、別に定める障がいの程度（※）に該当するお子さんの保護者

　　　 （※）学校教育法施行令第２２条の３に規定する障がいの程度

　　ただし、同一生計世帯の所得金額の状況により、補助費目がない場合があります。

　申請の方法

　　１．『受給申請書』に申請の有無を記入してください。

　　　　受給を希望されない方は受給申請書のみ提出してください。

　　　　令和6年4月から、借家にお住いの方が申請書を提出する際に、添付書類が必要となります。

　　 　 詳細は裏面に【重要なおしらせ】として記載していますので、必ずご確認ください。

　　２．『受給申請書』と『収入額・需要額調書』を**４月　　日（　）までに**学校へ提出してください。

　　　　※上記の「補助の対象者」２に該当する方は、教育支援委員会の判定通知及び資料の写しの提出

が必要です。くわしくは教育委員会へお問い合わせください。

支給の内容　＊年間支給予定額は上限金額であり、定額支給ではありませんのでご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 年間支給予定額（上限金額） | 援助内容 |
| 小学校 | 中学校 |
| 学用品・通学用品購入費(★１)**【注】無償化対象分も含めた金額です** | ５，８２０円 | １１，３７０円 | 鍵盤ハーモニカ、リコーダー、絵の具セット、雨靴、雨傘　など |
| 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（４月認定の新１年生）(★２) | ２５，５５５円 | **３０，４９０**円 | ランドセル、制服、カッターシャツ・ブラウス、体育館上履き　など |
| 校外活動等参加費 | 宿泊を伴うもの（学年を通じて１回） | １，８４５円 | ３，１０５円 | 直接必要な交通費・見学料・宿泊費の一部 |
| 宿泊を伴わないもの | ８００円 | １，１５５円 | 直接必要な交通費・見学料の一部 |
| 修学旅行費 | １０，７９０円 | ２８，８６０円 | 直接必要な交通費・見学料・宿泊費等の一部 |
| 通学費 | 実費 | 公共交通機関を利用して通学する場合の交通費の全部又は一部 |
| 学校給食費 | 実費の１／２ | 無償化実施のため、支給なし |

※支給対象経費は変更となることがあります。通学費以外は、支給対象経費の１／２を上限として支給します。

※学用品費・通学用品購入費（★1)は、支給対象経費(上記の上限金額×２)から、学用品費サポート事業により納付免除となった金額を差し引いた残りの金額の１／２を、３学期に支給します。

領収書等の提出が必要となる費目があります！

　**学用品・通学用品購入費（★１）及び新入学児童生徒学用品等（★２）について**

学校でまとめて購入する教材や物品については、学校から請求しますが、学校で購入するものだけでは、上記表の上限額に達しない場合もあります。ご家庭で学用品等を購入した場合は、必ず領収書やレシート等（購入年月、購入品目、購入金額の記載があるもの）を保管しておいてください。領収書等に対象外の物品が含まれている場合は、該当物品がわかるように記入等をお願いします。

　 ※対象となる物品については、**裏面の対象物品（例）**を参考にしてください。

領収書等の提出が必要となる対象物品

学用品・通学用品購入費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象 | 対象外 |
| 学用品 | （例）ノート、ドリル、筆記用具、辞典類、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、絵の具セット習字道具、彫刻刀、裁縫道具、上履き、体操服上下（長袖・半袖）、水着、プール用タオル、ゴーグルなど | （例）汎用生活物品　ビーチサンダル、　部活動で使用する用品　など |
| 通学用品 | （例）指定のコート・帽子・通学用靴、雨靴、雨傘　など | （例）汎用生活物品　修学旅行など行事用のバック　など |

新入学児童生徒学用品・通学用品購入費

|  |  |
| --- | --- |
| 対象 | 対象外 |
| （例）　ランドセル、通学用のカバン、制服、指定のポロシャツ、カッターシャツ・ブラウス、ベスト、帽子、上履き、　体操服上下（長袖・半袖）、体育館用上履き、学年章、名札　　　　　　　　　　　　　　　　　など | （例）　部活動で使用する用品、自転車・ヘルメット、カバンカバーなど |

※日常生活ではなく、教育課程上必要であり、継続して使用するものが対象となります。ただし、障がいの状況に応じて必要となるものが異なる場合がありますので、ご不明な場合は、教育委員会へお問い合わせください。

　※別にご案内する就学援助制度も申請することができます。就学援助制度の認定を受けた場合は、就学援助制度が優先され、特別支援教育就学奨励費は支給されません。

また、生活保護を受給されている場合は、本制度の受給は対象外となります。

　【重要なおしらせ】 ～借家にお住まいの方が申請する場合の添付書類について～

借家にお住まいの方が申請する場合、申請書のほかに、家賃を支払っていることがわかるものを1つ提出してください。借家在住者の認定基準で審査をするために必要なものとなります。

例) 通帳の家賃が引き落とされているページの写し、賃貸契約書の写し、家賃の領収証の写し等

＊就学援助を申請し、就学援助申請書の添付書類として提出している場合においても、それとは別に特別支援就学奨励費の申請書の添付書類として提出してください。

〇ご不明な点等がありましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

　　　　備前市総合教育部教育総務課総務振興係　担当：渡邉　　☏０８６９‐６４‐１８０２